

修正前	修正後	理由等
<p data-bbox="388 457 1175 630">浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="528 1640 1047 1793">令和 4 年 7 月 中部電力株式会社</p>	<p data-bbox="1679 457 2466 630">浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1819 1640 2338 1793">令和 5 年 7 月 中部電力株式会社</p>	

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前				修正後				理由等
修正来歴				修正来歴				
修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	
24	令和2年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法関係法令改正に伴う変更 ・放射線測定設備及び原子力防災資機材等の点検内容の追記 ・記載の適正化 		24	令和2年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法関係法令改正に伴う変更 ・放射線測定設備及び原子力防災資機材等の点検内容の追記 ・記載の適正化 		
25	令和3年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災関連資機材の点検頻度見直し ・原子力防災関連資機材の置き換え ・SPDS伝送パラメータ項目の追加 ・記載の適正化 		25	令和3年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災関連資機材の点検頻度見直し ・原子力防災関連資機材の置き換え ・SPDS伝送パラメータ項目の追加 ・記載の適正化 		
	(令和4年3月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・SPDS伝送開始に伴う変更 			(令和4年3月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・SPDS伝送開始に伴う変更 		
26	令和4年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・社内組織改定に伴う変更 ・1,2号機排気筒撤去に伴う変更 ・原子力災害対策特別措置法関係政省令に合わせ修正 ・記載の適正化 ・オンサイト医療活動に係る修正 		26	令和4年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・社内組織改定に伴う変更 ・1,2号機排気筒撤去に伴う変更 ・原子力災害対策特別措置法関係政省令に合わせ修正 ・記載の適正化 ・オンサイト医療活動に係る修正 		
				27	令和5年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力PG組織改定に伴う変更 ・オンサイト医療活動に係る修正 ・原子力防災関連資機材の見直し ・記載の適正化 		

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
<p>2. 組織</p> <p>社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店緊急事態対策組織を設置するものとする。</p> <p>(1) 発電所</p> <p>ア. 原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。なお、業務の一部を委託する場合には、別表2-15のとおりとする。</p> <p>イ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に、原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-5に定める業務を行える原子力防災要員を置く。</p> <p>ウ. 社長は、原子力防災要員を置いた日から7日以内に、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に様式2の届出書により届け出る。これを変更したときも同様とする。</p> <p>エ. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>(ア) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>(ウ) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>オ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。</p> <p>(2) 本店</p> <p>ア. 本店緊急事態対策組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、発電所において実施される原子力災害対策活動の支援等を実施する。なお、業務の一部を委託する場合には、別表2-16のとおりとする。</p> <p>イ. 社長は、本店緊急事態対策組織に本店緊急事態対策要員を置く。</p> <p>ウ. 社長は、第2次緊急体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、緊急事態応急対策に取り組むものとする。</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p>2. 組織</p> <p>社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店緊急事態対策組織を設置するものとする。</p> <p>(1) 発電所</p> <p>ア. 原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。なお、業務の一部を委託する場合には、別表2-17のとおりとする。</p> <p>イ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に、原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-5に定める業務を行える原子力防災要員を置く。</p> <p>ウ. 社長は、原子力防災要員を置いた日から7日以内に、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に様式2の届出書により届け出る。これを変更したときも同様とする。</p> <p>エ. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>(ア) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>(ウ) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>オ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。</p> <p>(2) 本店</p> <p>ア. 本店緊急事態対策組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、発電所において実施される原子力災害対策活動の支援等を実施する。なお、業務の一部を委託する場合には、別表2-18のとおりとする。</p> <p>イ. 社長は、本店緊急事態対策組織に本店緊急事態対策要員を置く。</p> <p>ウ. 社長は、第2次緊急体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、緊急事態応急対策に取り組むものとする。</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p>記載の適正化(表番号のずれ)</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
<p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者</p> <p>(1) 原子力防災管理者 原子力防災管理者は、発電所長とする。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者 副原子力防災管理者は、総括・品質保証部長をはじめ発電所の技術系特別役付職から13名以上選任するものとする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者の代行等 原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を遂行できない場合は、別表2-17に定める代行順位に従って、副原子力防災管理者に原子力防災管理者の職務を代行させる。</p> <p>(4) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。 ア. 原子力防災組織を統括する。 イ. 別表2-1, 別表2-2又は別表2-3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、別図2-6に示す箇所へ連絡又は通報するとともに、その事象の経過を別図2-7に示す箇所に通報又は報告する。 ウ. 別表2-1, 別表2-2又は別表2-3の事象が発生した場合、直ちに緊急事態対策要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。 エ. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、維持する。 オ. 原子力防災資機材を備え付け、定期的に、保守点検する。 カ. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、静岡県知事又は御前崎市長の求めに応じて、次に掲げる事項について報告する。 (ア) 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する事項 (イ) 原子力防災組織、原子力防災要員、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者、放射線測定設備又は原子力防災資機材の状況 (ウ) 放射線測定設備により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項 (エ) 原災法第10条第1項前段の規定による通報に関する事項 (オ) 原子力緊急事態の状況</p> <p style="text-align: center;">9</p>	<p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者</p> <p>(1) 原子力防災管理者 原子力防災管理者は、発電所長とする。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者 副原子力防災管理者は、総括・品質保証部長をはじめ発電所の技術系特別役付職から13名以上選任するものとする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者の代行等 原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を遂行できない場合は、別表2-19に定める代行順位に従って、副原子力防災管理者に原子力防災管理者の職務を代行させる。</p> <p>(4) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。 ア. 原子力防災組織を統括する。 イ. 別表2-1, 別表2-2又は別表2-3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、別図2-6に示す箇所へ連絡又は通報するとともに、その事象の経過を別図2-7に示す箇所に通報又は報告する。 ウ. 別表2-1, 別表2-2又は別表2-3の事象が発生した場合、直ちに緊急事態対策要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。 エ. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、維持する。 オ. 原子力防災資機材を備え付け、定期的に、保守点検する。 カ. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、静岡県知事又は御前崎市長の求めに応じて、次に掲げる事項について報告する。 (ア) 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する事項 (イ) 原子力防災組織、原子力防災要員、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者、放射線測定設備又は原子力防災資機材の状況 (ウ) 放射線測定設備により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項 (エ) 原災法第10条第1項前段の規定による通報に関する事項 (オ) 原子力緊急事態の状況</p> <p style="text-align: center;">9</p>	<p>記載の適正化(表番号のずれ)</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
<p>4. 本店における原子力防災関連資機材の整備</p> <p>本店原子力部長は、別表2-9及び別表2-10に示すとおり原子力防災関連資機材を配備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力防災関連資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか又は、代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理する場合は、必要に応じて代替手段を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料</p> <p>発電所長は、原子力災害対策活動で使用する資料として別表2-11に定める資料をオフサイトセンターに備え付ける。</p> <p>本店原子力部長は、これら資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料について、内閣総理大臣に提出するとともに、これらの資料の内容に変更があったときも、同様とする。また、その他の資料についても定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料</p> <p>本店原子力部長は、別表2-11に定める資料のうち必要なものを原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 発電所及び本店等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所</p> <p>発電所長は、別表2-11に定める資料を、発電所に備え付ける。また、発電所長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(2) 本店</p> <p>本店原子力部長は、別表2-11に定める資料を、本店に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>本店原子力部長は、別表2-11に定める資料を、本店近傍事業所に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>4. 本店における原子力防災関連資機材の整備</p> <p>本店原子力部長は、別表2-9及び別表2-10に示すとおり原子力防災関連資機材を配備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力防災関連資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか又は、代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理する場合は、必要に応じて代替手段を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料</p> <p>発電所長は、原子力災害対策活動で使用する資料として別表2-12に定める資料をオフサイトセンターに備え付ける。</p> <p>本店原子力部長は、これら資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料について、内閣総理大臣に提出するとともに、これらの資料の内容に変更があったときも、同様とする。また、その他の資料についても定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料</p> <p>本店原子力部長は、別表2-12に定める資料のうち必要なものを原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 発電所及び本店等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所</p> <p>発電所長は、別表2-12に定める資料を、発電所に備え付ける。また、発電所長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(2) 本店</p> <p>本店原子力部長は、別表2-12に定める資料を、本店に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>本店原子力部長は、別表2-12に定める資料を、本店近傍事業所に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>記載の適正化(表番号のずれ)</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
<p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 発電所長は、発電所に別図2-10及び別表2-12に示す緊急時対策所を設置する。また、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図2-10及び別表2-12に示す代替指揮所を整備する。</p> <p>(2) 発電所長は、緊急時対策所及びSPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。なお、SPDSには別表2-1, 別表2-2, 別表2-3に該当する事象の判断が行えるよう必要な項目を整備する。</p> <p>(3) 発電所長は、非常用電源設備を緊急時対策所及びSPDSに供給可能なように整備・点検する。</p> <p>(4) 発電所長は、緊急時対策所に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。また、発電所長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>ア. 非常用通信機器（IP電話, IPファックス）</p> <p>イ. テレビ会議システム</p> <p>ウ. SPDS</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 本店原子力部長は、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-11及び別表2-12に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点が中部電力パワーグリッドにて常に使用可能な状態に維持されていることを確認する。</p> <p>(3) 本店原子力部長は、非常用電源設備が原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように中部電力パワーグリッドにて整備され、定期的に点検が行われていることを確認する。</p> <p>3. 防災会議室</p> <p>(1) 総務・広報・地域共生本部部長は、別表2-12に示す防災会議室を本店におき、常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場</p>	<p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 発電所長は、発電所に別図2-10及び別表2-13に示す緊急時対策所を設置する。また、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図2-10及び別表2-13に示す代替指揮所を整備する。</p> <p>(2) 発電所長は、緊急時対策所及びSPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。なお、SPDSには別表2-1, 別表2-2, 別表2-3に該当する事象の判断が行えるよう必要な項目を整備する。</p> <p>(3) 発電所長は、非常用電源設備を緊急時対策所及びSPDSに供給可能なように整備・点検する。</p> <p>(4) 発電所長は、緊急時対策所に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。また、発電所長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>ア. 非常用通信機器（IP電話, IPファックス）</p> <p>イ. テレビ会議システム</p> <p>ウ. SPDS</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 本店原子力部長は、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-11及び別表2-13に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点が中部電力パワーグリッドにて常に使用可能な状態に維持されていることを確認する。</p> <p>(3) 本店原子力部長は、非常用電源設備が原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように中部電力パワーグリッドにて整備され、定期的に点検が行われていることを確認する。</p> <p>3. 防災会議室</p> <p>(1) 総務・広報・地域共生本部部長は、別表2-13に示す防災会議室を本店におき、常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場</p>	<p>記載の適正化（表番号のずれ）</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
<p>合においても、その機能を維持できる施設とする。</p> <p>(2) 本店原子力部長は、SPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。なお、SPDSには別表2-1, 別表2-2, 別表2-3に該当する事象の判断が行えるよう必要な項目を整備する。</p> <p>(3) 総務・広報・地域共生本部部長は、非常用電源設備を防災会議室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 本店原子力部長は、防災会議室に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。本店原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>ア. 非常用通信機器（IP電話, IPファックス）</p> <p>イ. テレビ会議システム</p> <p>ウ. SPDS</p> <p>4. 一時退避先</p> <p>発電所長は、別図2-12に定めるそれぞれの場所に、立て看板等により、その場所が一時退避先であることを掲示する。また、発電所長は、一時退避先を指定又は変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>5. 応急処置施設</p> <p>発電所長は、別図2-10に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>6. 気象観測設備</p> <p>発電所長は、別図2-10及び別表2-13に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>7. 放送装置</p> <p>発電所長は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p style="text-align: center;">17</p>	<p>合においても、その機能を維持できる施設とする。</p> <p>(2) 本店原子力部長は、SPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。なお、SPDSには別表2-1, 別表2-2, 別表2-3に該当する事象の判断が行えるよう必要な項目を整備する。</p> <p>(3) 総務・広報・地域共生本部部長は、非常用電源設備を防災会議室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 本店原子力部長は、防災会議室に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。本店原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>ア. 非常用通信機器（IP電話, IPファックス）</p> <p>イ. テレビ会議システム</p> <p>ウ. SPDS</p> <p>4. 一時退避先</p> <p>発電所長は、別図2-12に定めるそれぞれの場所に、立て看板等により、その場所が一時退避先であることを掲示する。また、発電所長は、一時退避先を指定又は変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>5. 応急処置施設</p> <p>発電所長は、別図2-10に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>6. 気象観測設備</p> <p>発電所長は、別図2-10及び別表2-14に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>7. 放送装置</p> <p>発電所長は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p style="text-align: center;">17</p>	<p>記載の適正化（表番号のずれ）</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
<p>(3) 静岡県知事又は御前崎市長から原災法第32条第1項に基づく立入検査を求められた場合、その立入検査についての対応を行う。</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（御前崎市消防本部、静岡市消防局、掛川市消防本部、菊川市消防本部、菊川警察署、御前崎海上保安署及びその他関係機関）と平時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団法人 原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-14に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>ア. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>イ. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管</p> <p>ウ. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 発電所長は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急事態対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させ、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 周辺住民に対する平時の広報活動</p> <p>発電所長は、平時から、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。</p> <p>1. 放射性物質及び放射線の特性</p> <p>2. 発電所の概要</p> <p>3. 原子力災害とその特殊性</p> <p>4. 原子力災害発生時における防災対策の内容</p> <p>5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方 20</p>	<p>(3) 静岡県知事又は御前崎市長から原災法第32条第1項に基づく立入検査を求められた場合、その立入検査についての対応を行う。</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（御前崎市消防本部、静岡市消防局、掛川市消防本部、菊川市消防本部、菊川警察署、御前崎海上保安署及びその他関係機関）と平時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表2-11に示す資機材を維持管理するとともに、別表2-16に定める公益財団法人 原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-15に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>ア. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>イ. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管</p> <p>ウ. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 発電所長は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急事態対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させ、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 周辺住民に対する平時の広報活動</p> <p>発電所長は、平時から、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。</p> <p>1. 放射性物質及び放射線の特性</p> <p>2. 発電所の概要</p> <p>3. 原子力災害とその特殊性</p> <p>4. 原子力災害発生時における防災対策の内容</p> <p>5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方 20</p>	<p>オンサイト医療活動に係る修正</p>

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等
別表 2-7 原子力防災資機材 5 6	別表 2-7 原子力防災資機材 5 6	記載の適正化（別表追加に伴うページ・別表番号ずれ）
別表 2-8 原子力防災関連資機材 6 0	別表 2-8 原子力防災関連資機材 6 0	
別表 2-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材 6 6	別表 2-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材 6 6	オンサイト医療活動に係る修正
別表 2-10 防災会議室等の原子力防災関連資機材 6 7	別表 2-10 防災会議室等の原子力防災関連資機材 6 7	
	別表 2-11 医療関連資機材 6 8	
別表 2-11 原子力災害対策活動で使用する資料 6 8	別表 2-12 原子力災害対策活動で使用する資料 6 9	
別表 2-12 原子力災害対策活動で使用する施設 6 9	別表 2-13 原子力災害対策活動で使用する施設 7 0	
別表 2-13 気象観測設備 7 3	別表 2-14 気象観測設備 7 4	
別表 2-14 原子力緊急事態支援組織 7 4	別表 2-15 原子力緊急事態支援組織 7 5	
	別表 2-16 原子力安全研究協会 7 7	
別表 2-15 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 7 6	別表 2-17 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 7 8	
別表 2-16 本店緊急事態対策組織業務の一部を委託するもの 7 7	別表 2-18 本店緊急事態対策組織業務の一部を委託するもの 7 9	
別表 2-17 原子力防災管理者の代行順位 7 8	別表 2-19 原子力防災管理者の代行順位 8 0	
別表 3-1 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与 7 9	別表 3-1 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与 8 1	
別表 4-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与 8 0	別表 4-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与 8 2	
別表 5-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与 8 1	別表 5-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与 8 3	
(参考 1) 緊急事態の区分整理表 8 2	(参考 1) 緊急事態の区分整理表 8 4	
(参考 2) SPDS データ項目 8 3	(参考 2) SPDS データ項目 8 6	

修正前	修正後	理由等
<p>別図2-11 原子力事業所災害対策支援拠点候補地</p> <p>国際航業株式会社 00-001-0014</p>	<p>別図2-11 原子力事業所災害対策支援拠点候補地</p> <p>国際航業株式会社 00-001-0014</p>	<p>中部電力PG組織改定に伴う変更</p>
16	16	

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前						修正後						理由等
別表2-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材						別表2-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材						
分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・保管場所	分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・保管場所	
出入管理	入退域管理用機材	1式	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	出入管理	入退域管理用機材	1式	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
計測機器	GM汚染サーベイメータ	18台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	計測機器	GM汚染サーベイメータ	18台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室		NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
	電離箱サーベイメータ	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室		電離箱サーベイメータ	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
	個人線量計 (APD)	405台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室		個人線量計 (APD)	405台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
放射線障害防護用器具	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)	2700組	1回/年	外観確認	中部電力パワーグリッド 島田電力センター 掛川分室	放射線障害防護用器具	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)	2700組	1回/年	外観確認	中部電力パワーグリッド 掛川支社 西掛川分室	
	全面マスク (フィルター含む)	675個	1回/年	外観確認	中部電力パワーグリッド 島田電力センター 掛川分室		全面マスク (フィルター含む)	675個	1回/年	外観確認	中部電力パワーグリッド 掛川支社 西掛川分室	
非常用通信機器	可搬型TV会議システム	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	非常用通信機器	可搬型TV会議システム	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
	可搬型衛星通信システム	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室		可搬型衛星通信システム	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
	衛星電話・ファックス	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室		衛星電話・ファックス	1台	1回/年	機能確認	本店5階 5-1会議室	
	衛星電話 (携帯)	1台	1回/年	機能確認	本店防災会議室		衛星電話 (携帯)	1台	1回/年	機能確認	本店防災会議室	
	モバイルPC	1台	1回/年	機能確認	本店原子力部 執務室		社給PC※	1台	-	-	本店原子力部 執務室他	
その他	除染用機材 (シャワー設備等)	2組	1回/年	機能確認	中部電力パワーグリッド 島田電力センター 掛川分室	その他	除染用機材 (シャワー設備等)	2組	1回/年	機能確認	中部電力パワーグリッド 掛川支社 西掛川分室	

中部電力PG組織改定に伴う変更

原子力防災関連資機材の見直し

※ 社員に貸与している業務用のPCを指す。社給PCを本店緊急事態対策要員それぞれが、原子力事業者災害対策支援拠点へ移動する際に持参する。通常時業務で使用しているPCである事から、日々機能確認を実施している。本店原子力部執務室や自宅等において保管する。

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表




修正前	修正後						理由等
(別表追加に伴う新規ページ追加)	別表 2-1-1 医療関連資機材						オンサイト医療活動に係る修正
	分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・保管場所 () 内は T.P. 高さ	
	医療 関連 資機 材	AED	1 台	1 回/年	機能確認	事務本館 別館2階 (+15.3m)	
		アンビューバック	1 個	1 回/年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15.3m)	
		ストレッチャー	1 台	1 回/年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15.3m)	
		担架	1 台	1 回/年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15.3m)	
		点滴台	1 台	1 回/年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15.3m)	
		車椅子	1 台	1 回/年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15.3m)	
68							

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等																																																																								
<p>別表2-12 原子力災害対策活動で使用する施設 (2/4)</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補</p> <p>(1) 中部電力パワーグリッド 掛川営業所</p> <table border="1" data-bbox="219 302 1335 837"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県掛川市中央一丁目5-8</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北西, 約20km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約6,600m² 約5,400m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (A重油/容量150kVA×1機) (軽油/容量30kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(2) 中部電力パワーグリッド 磐田営業所</p> <table border="1" data-bbox="219 905 1335 1404"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県磐田市二之宮東20-1</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>西北西, 約30km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,400m² 約2,500m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量25kVA×1機, 150kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(3) 中部電力パワーグリッド 島田営業所</p> <table border="1" data-bbox="219 1472 1335 1971"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県島田市本通一丁目4684-1</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東, 約25km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,700m² 約5,800m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量150kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">70</p>	所在地	静岡県掛川市中央一丁目5-8	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北西, 約20km	床面積 敷地面積	約6,600m ² 約5,400m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (A重油/容量150kVA×1機) (軽油/容量30kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県磐田市二之宮東20-1	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	西北西, 約30km	床面積 敷地面積	約2,400m ² 約2,500m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量25kVA×1機, 150kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県島田市本通一丁目4684-1	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km	床面積 敷地面積	約2,700m ² 約5,800m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量150kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	<p>別表2-13 原子力災害対策活動で使用する施設 (2/4)</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補</p> <p>(1) 中部電力パワーグリッド 掛川支社</p> <table border="1" data-bbox="1504 302 2620 837"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県掛川市中央一丁目5-8</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北西, 約20km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約6,600m² 約5,400m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (A重油/容量150kVA×1機) (軽油/容量30kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(2) 中部電力パワーグリッド 掛川支社 西掛川分室</p> <table border="1" data-bbox="1504 905 2620 1404"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県掛川市岡津55-2</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北西, 約25km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,100m² 約5,400m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量150kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(3) 中部電力パワーグリッド 掛川支社 島田分室</p> <table border="1" data-bbox="1504 1472 2620 1971"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県島田市中央町10-1</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東, 約25km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約1,700m² 約2,100m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量74kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">71</p>	所在地	静岡県掛川市中央一丁目5-8	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北西, 約20km	床面積 敷地面積	約6,600m ² 約5,400m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (A重油/容量150kVA×1機) (軽油/容量30kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県掛川市岡津55-2	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北西, 約25km	床面積 敷地面積	約2,100m ² 約5,400m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量150kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県島田市中央町10-1	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km	床面積 敷地面積	約1,700m ² 約2,100m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量74kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	<p>中部電力PG 組織改定に伴う変更</p>
所在地	静岡県掛川市中央一丁目5-8																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北西, 約20km																																																																									
床面積 敷地面積	約6,600m ² 約5,400m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (A重油/容量150kVA×1機) (軽油/容量30kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県磐田市二之宮東20-1																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	西北西, 約30km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,400m ² 約2,500m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量25kVA×1機, 150kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県島田市本通一丁目4684-1																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,700m ² 約5,800m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量150kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県掛川市中央一丁目5-8																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北西, 約20km																																																																									
床面積 敷地面積	約6,600m ² 約5,400m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (A重油/容量150kVA×1機) (軽油/容量30kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県掛川市岡津55-2																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北西, 約25km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,100m ² 約5,400m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量150kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県島田市中央町10-1																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km																																																																									
床面積 敷地面積	約1,700m ² 約2,100m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量74kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等																																																																								
<p>別表2-12 原子力災害対策活動で使用する施設 (3/4)</p> <p>(4) 中部電力パワーグリッド 藤枝営業所</p> <table border="1" data-bbox="219 289 1338 789"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県藤枝市青木二丁目17-39</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東, 約30km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,400m² 約6,700m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量 20kVA×1機, 105kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(5) 中部電力パワーグリッド 島田電力センター 掛川分室</p> <table border="1" data-bbox="219 869 1338 1369"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県掛川市岡津55-2</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北西, 約25km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,100m² 約5,400m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量 150kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(6) 中部電力パワーグリッド 島田電力センター</p> <table border="1" data-bbox="219 1449 1338 1948"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県島田市中央町10-1</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東, 約25km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約1,700m² 約2,100m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量 74kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">71</p>	所在地	静岡県藤枝市青木二丁目17-39	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北北東, 約30km	床面積 敷地面積	約2,400m ² 約6,700m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 20kVA×1機, 105kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県掛川市岡津55-2	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北西, 約25km	床面積 敷地面積	約2,100m ² 約5,400m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 150kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県島田市中央町10-1	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km	床面積 敷地面積	約1,700m ² 約2,100m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 74kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	<p>別表2-13 原子力災害対策活動で使用する施設 (3/4)</p> <p>(4) 中部電力パワーグリッド 藤枝営業所</p> <table border="1" data-bbox="1504 289 2623 789"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県藤枝市青木二丁目17-39</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東, 約30km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,400m² 約6,700m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量 20kVA×1機, 105kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(5) 中部電力パワーグリッド 磐田営業所</p> <table border="1" data-bbox="1504 869 2623 1369"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県磐田市二之宮東20-1</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>西北西, 約30km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,400m² 約2,500m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量 25kVA×1機, 150kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p>(6) 中部電力パワーグリッド 島田営業所</p> <table border="1" data-bbox="1504 1449 2623 1948"> <tr><td>所在地</td><td>静岡県島田市本通一丁目4684-1</td></tr> <tr><td>建物の仕様</td><td>建築基準法の耐震レベルを持っている。</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東, 約25km</td></tr> <tr><td>床面積 敷地面積</td><td>約2,700m² 約5,800m²</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>非常用発電機 (軽油/容量 150kVA×1機)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">72</p>	所在地	静岡県藤枝市青木二丁目17-39	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北北東, 約30km	床面積 敷地面積	約2,400m ² 約6,700m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 20kVA×1機, 105kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県磐田市二之宮東20-1	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	西北西, 約30km	床面積 敷地面積	約2,400m ² 約2,500m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 25kVA×1機, 150kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	所在地	静岡県島田市本通一丁目4684-1	建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。	発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km	床面積 敷地面積	約2,700m ² 約5,800m ²	非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 150kVA×1機)	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応	<p>中部電力PG組織改定に伴う変更</p>
所在地	静岡県藤枝市青木二丁目17-39																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北北東, 約30km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,400m ² 約6,700m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 20kVA×1機, 105kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県掛川市岡津55-2																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北西, 約25km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,100m ² 約5,400m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 150kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県島田市中央町10-1																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km																																																																									
床面積 敷地面積	約1,700m ² 約2,100m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 74kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県藤枝市青木二丁目17-39																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北北東, 約30km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,400m ² 約6,700m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 20kVA×1機, 105kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県磐田市二之宮東20-1																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	西北西, 約30km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,400m ² 約2,500m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 25kVA×1機, 150kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									
所在地	静岡県島田市本通一丁目4684-1																																																																									
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。																																																																									
発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km																																																																									
床面積 敷地面積	約2,700m ² 約5,800m ²																																																																									
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油/容量 150kVA×1機)																																																																									
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応																																																																									

修正前	修正後	理由等																										
(別表追加に伴う新規ページ追加)	<p>別表2-16 原子力安全研究協会</p> <p>1. 原子力安全研究協会の概要</p> <table border="1" data-bbox="1486 317 2620 394"> <tr> <td>名 称</td> <td>公益財団法人 原子力安全研究協会</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東京都港区新橋五丁目18番7号</td> </tr> </table> <p>2. 平時の主なオンサイト医療業務</p> <table border="1" data-bbox="1486 499 2620 751"> <tr> <td>医師等の待機等</td> <td>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者との連携</td> <td>災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手手段の確認に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容</p> <table border="1" data-bbox="1486 856 2620 1262"> <tr> <td>災害発生時の連絡体制</td> <td>  <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td> </tr> <tr> <td>発災事業者への支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 </td> </tr> </table> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1486 1507 2620 1766"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td> <td>医療用資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>通信用資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会	所 在 地	東京都港区新橋五丁目18番7号	医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。	原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手手段の確認に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	 <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 	分 類	名 称	数 量	現地活動用資機材	医療用資機材	1 式	通信用資機材	1 式	放射線管理資機材	1 式	一般資機材	1 式	<p>オンサイト医療活動に係る修正</p>
名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会																											
所 在 地	東京都港区新橋五丁目18番7号																											
医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。																											
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。																											
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手手段の確認に関する改善事項を確認する。																											
災害発生時の連絡体制	 <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																											
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 																											
分 類	名 称	数 量																										
現地活動用資機材	医療用資機材	1 式																										
	通信用資機材	1 式																										
	放射線管理資機材	1 式																										
	一般資機材	1 式																										

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前					修正後					理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(参考1) 緊急事態の区分整理表					(参考1) 緊急事態の区分整理表 (1/2)					記載の適正化(誤記訂正、レイアウト修正)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態</th> <th>施設敷地緊急事態</th> <th>全面緊急事態</th> <th>警戒事態</th> <th>施設敷地緊急事態</th> <th>全面緊急事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>-</td><td>SE01</td><td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td><td>GE01</td><td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td><td>GE01</td><td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE02</td><td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td><td>GE02</td><td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td><td>GE02</td><td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE03</td><td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td><td>GE03</td><td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td><td>GE03</td><td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE04</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td><td>GE04</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td><td>GE04</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE05</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td><td>GE05</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td><td>GE05</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE06</td><td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td><td>GE06</td><td>施設内(原子炉外)での臨界事故</td><td>GE06</td><td>施設内(原子炉外)での臨界事故</td></tr> <tr><td>AL11</td><td>-</td><td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ</td><td>GE11</td><td>全ての原子炉停止操作の失敗</td><td>GE11</td><td>全ての原子炉停止操作の失敗</td></tr> <tr><td>AL21</td><td>SE21</td><td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td><td>GE21</td><td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td><td>GE21</td><td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td></tr> <tr><td>AL22</td><td>SE22</td><td>原子炉注水機能の喪失</td><td>GE22</td><td>原子炉注水機能の喪失</td><td>GE22</td><td>原子炉注水機能の喪失</td></tr> <tr><td>AL23</td><td>SE23</td><td>原子炉除熱機能の一部喪失</td><td>GE23</td><td>残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td><td>GE23</td><td>残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td></tr> <tr><td>AL25</td><td>SE25</td><td>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ</td><td>GE25</td><td>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</td><td>GE25</td><td>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE27</td><td>直流電源の部分喪失</td><td>GE27</td><td>全直流電源の5分以上喪失</td><td>GE27</td><td>全直流電源の5分以上喪失</td></tr> <tr><td>AL29</td><td>SE29</td><td>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td><td>GE29</td><td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td><td>GE29</td><td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td></tr> <tr><td>AL30</td><td>SE30</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td><td>GE30</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td><td>GE30</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td></tr> <tr><td>AL31</td><td>SE31</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td><td>GE31</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td><td>GE31</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE41</td><td>格納容器健全性喪失のおそれ</td><td>GE41</td><td>格納容器圧力の異常上昇</td><td>GE41</td><td>格納容器健全性喪失のおそれ</td></tr> <tr><td>AL42</td><td>SE42</td><td>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ</td><td>GE42</td><td>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td><td>GE42</td><td>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE43</td><td>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>AL51</td><td>SE51</td><td>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td><td>GE51</td><td>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td><td>GE51</td><td>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td></tr> <tr><td>AL52</td><td>SE52</td><td>所内外通信連絡機能の一部喪失</td><td>SE52</td><td>所内外通信連絡機能の全ての喪失</td><td>SE52</td><td>所内外通信連絡機能の全ての喪失</td></tr> <tr><td>AL53</td><td>SE53</td><td>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td><td>SE53</td><td>火災・溢水による安全機能の一部喪失</td><td>SE53</td><td>火災・溢水による安全機能の一部喪失</td></tr> <tr><td>-</td><td>SE55</td><td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td><td>GE55</td><td>住民の避難を開始する必要がある事象発生</td><td>GE55</td><td>住民の避難を開始する必要がある事象発生</td></tr> <tr><td>-</td><td>XSE61</td><td>事業所外運転での放射線量率の上昇</td><td>XGE61</td><td>事業所外運転での放射線量率の異常上昇</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>-</td><td>XSE62</td><td>事業所外運転での放射性物質漏えい</td><td>XGE62</td><td>事業所外運転での放射性物質の異常漏えい</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>御前崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>静岡県において大津波警報が発表された場合</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>東海地震子知情報又は東海地震注意情報が発表された場合</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>原子力規制委員会が警戒事態を判断した場合</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>					警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	警戒事態	施設敷地緊急事態		全面緊急事態	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	AL11	-	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	AL21	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	AL22	SE22	原子炉注水機能の喪失	GE22	原子炉注水機能の喪失	GE22	原子炉注水機能の喪失	AL23	SE23	原子炉除熱機能の一部喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	AL25	SE25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	-	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失	AL29	SE29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	AL30	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	AL31	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	GE41	格納容器健全性喪失のおそれ	AL42	SE42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	-	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	-	-	-	-	AL51	SE51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	AL52	SE52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	AL53	SE53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	-	XSE61	事業所外運転での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運転での放射線量率の異常上昇	-	-	-	XSE62	事業所外運転での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運転での放射性物質の異常漏えい	-	-	-	-	御前崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合	-	-	-	-	-	-	静岡県において大津波警報が発表された場合	-	-	-	-	-	-	東海地震子知情報又は東海地震注意情報が発表された場合	-	-	-	-	-	-	原子力規制委員会が警戒事態を判断した場合	-	-	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL区分</th> <th>警戒事態</th> <th>施設敷地緊急事態</th> <th>全面緊急事態</th> <th>EAL区分</th> <th>警戒事態</th> <th>施設敷地緊急事態</th> <th>全面緊急事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">放射線量・放射性物質放出</td><td>0.1</td><td>-</td><td>-</td><td>SE01</td><td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td><td>GE01</td><td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td></tr> <tr><td>0.2</td><td>-</td><td>-</td><td>SE02</td><td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td><td>GE02</td><td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td></tr> <tr><td>0.3</td><td>-</td><td>-</td><td>SE03</td><td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td><td>GE03</td><td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td></tr> <tr><td>0.4</td><td>-</td><td>-</td><td>SE04</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td><td>GE04</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td></tr> <tr><td>0.5</td><td>-</td><td>-</td><td>SE05</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td><td>GE05</td><td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td></tr> <tr><td>0.6</td><td>-</td><td>-</td><td>SE06</td><td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td><td>GE06</td><td>施設内(原子炉外)での臨界事故</td></tr> <tr><td>止める</td><td>1.1</td><td>AL11</td><td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ</td><td>-</td><td>-</td><td>GE11</td><td>全ての原子炉停止操作の失敗</td></tr> <tr><td rowspan="10">冷やす</td><td>2.1</td><td>AL21</td><td>原子炉冷却材の漏えい</td><td>SE21</td><td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td><td>GE21</td><td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td></tr> <tr><td>2.2</td><td>AL22</td><td>原子炉注水機能の喪失</td><td>SE22</td><td>原子炉注水機能喪失のおそれ</td><td>GE22</td><td>原子炉注水機能の喪失</td></tr> <tr><td>2.3</td><td>AL23</td><td>原子炉除熱機能の一部喪失</td><td>SE23</td><td>残留熱除去機能の喪失</td><td>GE23</td><td>残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>AL25</td><td>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ</td><td>SE25</td><td>非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</td><td>GE25</td><td>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</td></tr> <tr><td>2.7</td><td>-</td><td>-</td><td>SE27</td><td>直流電源の部分喪失</td><td>GE27</td><td>全直流電源の5分以上喪失</td></tr> <tr><td>2.8</td><td>-</td><td>-</td><td>SE28</td><td>-</td><td>GE28</td><td>炉心損傷の検出</td></tr> <tr><td>2.9</td><td>AL29</td><td>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td><td>SE29</td><td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td><td>GE29</td><td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td></tr> <tr><td>3.0</td><td>AL30</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td><td>SE30</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td><td>GE30</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td></tr> <tr><td>3.1</td><td>AL31</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td><td>SE31</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td><td>GE31</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td></tr> <tr><td rowspan="3">閉じ込める</td><td>4.1</td><td>-</td><td>-</td><td>SE41</td><td>格納容器健全性喪失のおそれ</td><td>GE41</td><td>格納容器圧力の異常上昇</td></tr> <tr><td>4.2</td><td>AL42</td><td>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ</td><td>SE42</td><td>2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td><td>GE42</td><td>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td></tr> <tr><td>4.3</td><td>-</td><td>-</td><td>SE43</td><td>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td rowspan="5">その他脅威</td><td>5.1</td><td>AL51</td><td>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td><td>SE51</td><td>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td><td>GE51</td><td>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td></tr> <tr><td>5.2</td><td>AL52</td><td>所内外通信連絡機能の一部喪失</td><td>SE52</td><td>所内外通信連絡機能の全ての喪失</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>5.3</td><td>AL53</td><td>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td><td>SE53</td><td>火災・溢水による安全機能の一部喪失</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>5.5</td><td>-</td><td>-</td><td>SE55</td><td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td><td>GE55</td><td>住民の避難を開始する必要がある事象発生</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>					EAL区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	EAL区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	放射線量・放射性物質放出	0.1	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	0.2	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	0.3	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	0.4	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	0.5	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	0.6	-	-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	止める	1.1	AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	-	-	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	冷やす	2.1	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	2.2	AL22	原子炉注水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失	2.3	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	2.5	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	2.7	-	-	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失	2.8	-	-	SE28	-	GE28	炉心損傷の検出	2.9	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	3.0	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	3.1	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	閉じ込める	4.1	-	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	4.2	AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	4.3	-	-	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	-	-	その他脅威	5.1	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	5.2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	-	-	5.3	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	-	5.5	-	-	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	-	-	-	-	-	-
警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL11	-	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL21	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL22	SE22	原子炉注水機能の喪失	GE22	原子炉注水機能の喪失	GE22	原子炉注水機能の喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL23	SE23	原子炉除熱機能の一部喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL25	SE25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL29	SE29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL30	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL31	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	GE41	格納容器健全性喪失のおそれ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL42	SE42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL51	SE51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL52	SE52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
AL53	SE53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	XSE61	事業所外運転での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運転での放射線量率の異常上昇	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	XSE62	事業所外運転での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運転での放射性物質の異常漏えい	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	-	御前崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	-	静岡県において大津波警報が発表された場合	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	-	東海地震子知情報又は東海地震注意情報が発表された場合	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-	-	原子力規制委員会が警戒事態を判断した場合	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
EAL区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	EAL区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
放射線量・放射性物質放出	0.1	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	0.2	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	0.3	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	0.4	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	0.5	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	0.6	-	-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
止める	1.1	AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	-	-	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
冷やす	2.1	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2.2	AL22	原子炉注水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2.3	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2.5	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2.7	-	-	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2.8	-	-	SE28	-	GE28	炉心損傷の検出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2.9	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	3.0	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	3.1	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	閉じ込める	4.1	-	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4.2		AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4.3		-	-	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他脅威	5.1	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	5.2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	5.3	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	5.5	-	-	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後対照表

修正前	修正後	理由等																																																														
<p>(項目追加に伴う新規ページ追加)</p>	<p>(参考1) 緊急事態の区分整理表 (2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1439 279 2671 520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">RAL区分</th> <th colspan="2">警戒事態</th> <th colspan="2">施設敷地緊急事態</th> <th colspan="2">全面緊急事態</th> </tr> <tr> <th>事業所外 運搬</th> <th>その他</th> <th>XSE61 XSE62</th> <th>事業所外運搬での放射線量率の上昇 事業所外運搬での放射性物質漏えい</th> <th>XGE61 XGE62</th> <th>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>即時輸送において震度の弱以上の地震が発生した場合</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>輸送中において大津波警報が発せられた場合</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発せられた場合</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>当該原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(電害、洪水、台風、火山等)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	RAL区分	警戒事態		施設敷地緊急事態		全面緊急事態		事業所外 運搬	その他	XSE61 XSE62	事業所外運搬での放射線量率の上昇 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE61 XGE62	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	-	-	-	-	-	-	-	-	即時輸送において震度の弱以上の地震が発生した場合	-	-	-	-	-	-	輸送中において大津波警報が発せられた場合	-	-	-	-	-	-	東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発せられた場合	-	-	-	-	-	-	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合	-	-	-	-	-	-	当該原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(電害、洪水、台風、火山等)	-	-	-	-	-	-	その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	-	-	-	-	-	<p>記載の適正化(誤記訂正、レイアウト修正)</p>
RAL区分	警戒事態		施設敷地緊急事態		全面緊急事態																																																											
	事業所外 運搬	その他	XSE61 XSE62	事業所外運搬での放射線量率の上昇 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE61 XGE62	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																																										
-	-	-	-	-	-	-																																																										
-	即時輸送において震度の弱以上の地震が発生した場合	-	-	-	-	-																																																										
-	輸送中において大津波警報が発せられた場合	-	-	-	-	-																																																										
-	東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発せられた場合	-	-	-	-	-																																																										
-	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合	-	-	-	-	-																																																										
-	当該原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(電害、洪水、台風、火山等)	-	-	-	-	-																																																										
-	その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	-	-	-	-	-																																																										